

産休後の働き方のご紹介【全職種対象】

育児休業制度には育児休業期間中であっても一定の条件のもとであれば就業することが可能な、「半育休制度」があります。本号では、「育児に専念」から「育てながら働く」をサポートする働き方をご紹介します。

	産休明け	育児期	職場復帰	
原則のスタンス	育児休業		職場復帰	
休み方 働き方	全日休業	臨時的・一時的に就労 (半育休)	短時間勤務	通常勤務
給付金 (雇用保険)	賃金月額×67 ※1(賃金月額×50%)	賃金が賃金月額の13%を超えて～80%未満の時 → 賃金月額×80%－賃金 ※2(減額支給)	なし	なし
賃金	なし (給付金での支給)	就業した分のみ	就業した分のみ	100%
社会保険料 免除	全額免除	全額免除	一部免除	免除なし
教室定員	定員外	定員外	定員外	定員内

※1 育児休業開始から6ヶ月経過後は賃金月額×50%となります。

※2 「育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の支給について」をご覧ください。なお、給付率が50%の場合は13%でなく30%を超えた場合に減額支給となります。(裏面参照)

本院で就業される場合には、必ず就業届を人事課に提出してください。
無届の場合は労災適用とならないことがあります。

(就業届の様式を人事課にご用意しています。)

ご不明な点等ございましたら、人事課または女性医師支援センターまでお知らせください。



育児休業期間中に就業した場合の 育児休業給付金の支給について

育児休業給付金制度では、支給単位期間(※1)中に就業した場合は申告が必要です。就業している日が10日を超えて、かつ就業している時間が80時間を超えるとときは、育児休業給付金は支給されませんのでご注意ください。

また、育児休業期間中に賃金が支払われた場合は、育児休業給付金が減額支給される場合等もありますので、このリーフレットをよくご確認ください。

※1 「支給単位期間」とは、育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間をいいます（育児休業終了日を含む場合は、その育児休業終了日までの期間です。）。

各支給単位期間の支給額について

原則として、**休業開始時賃金日額(※2)×支給日数(※3)×67%（50%(※4)）**です。
[賃金月額]

※2 「休業開始時賃金日額（以下、「賃金日額」とします。）」とは、原則、育児休業開始前6か月間の賃金を180で除した額です。

※3 「支給日数」とは、原則30日、休業終了日の属する支給単位期間についてはその支給単位期間の日数です。

※4 育児休業の開始から6か月経過後は、50%です。

各支給単位期間に支払われた賃金がある場合の支給額について

賃金(※5)が賃金月額の13%(30%※6)) ⇒ **[賃金月額×80%]と賃金の差額が支給額となります（減額支給となります。）。**

賃金が賃金月額の80%以上の場合 ⇒ **支給されません。**

※5 ここでの「賃金」とは、育児休業期間を対象として支払われた賃金を指します（以下、同じです。）。
なお、賃金が賃金月額の13%(※6)以下の場合は減額支給等はありません。

※6 育児休業給付金の給付率が50%の場合は、13%ではなく、30%となります。

＜支給額の例（賃金月額が30万円の場合）＞ ※育児休業給付金の給付率が67%、支給日数が30日である支給単位期間とします。

- ①支給単位期間中に賃金が支払われていない場合 ⇒ 原則通りの計算で、
賃金月額30万円×67% = 20万1千円です。
- ②支給単位期間中に賃金6万円が支払われた場合 ⇒ 賃金が[賃金月額×20%]支払われているので、
賃金月額30万円×80%－6万円 = 18万円です。
- ③支給単位期間中に賃金24万円が支払われた場合 ⇒ 賃金が[賃金月額×80%]支払われているので、
支給されません。

